

半田市民間指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)に関する協定書

半田市(以下「甲」という。)と●●●●(以下「乙」という。)は、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設について、当該施設の指定及び運営に必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この協定で使用する用語の定義は、気候変動適応法の用語の定義によるものとする。

(協定の目的となる指定暑熱避難施設)

第3条 この協定の目的となる指定暑熱避難施設(以下「対象施設」という。)は、次のとおりとする。

一 名称

●●●●

二 所在地

半田市●●町●丁目●番地

(実施期間)

第4条 実施期間は、毎年度4月第4水曜日～10月第4水曜日(熱中症特別警戒情報の運用期間)とする。

(供用部分、開放可能日時、受入可能人数)

第5条 対象施設において、住民その他の者の滞在の用に供する部分(以下「供用部分」という。)、開放可能日時、受入可能人数は、次のとおりとする。

一 供用部分

別図のとおり

二 開放可能日時

●～●曜日

午前●時～午後●時

三 受入可能人数

●人

(施設の管理と運用)

第6条 乙は、実施期間中において、次の事項のとおり施設を管理及び運用する。

1 熱中症特別警戒情報の発表時は、受入可能日時において、供用部分を開放

- する。開放に際しては、自由に出入り可能とする。
- 2 熱中症予防のため、滞在者の飲食を可能とする。
 - 3 冷房設備は、適切に維持管理及び稼働する。設定温度は、避難者が快適に過ごせる温度とする。
 - 4 受入可能人数に応じて、休憩できる椅子等を設置する。
 - 5 実施期間中は、市が配布する案内を施設の入り口等に掲示する。
 - 6 市のホームページ等による情報の公表に協力する。

(免責)

第7条 指定暑熱避難施設を利用した者が対象施設に損害を与えた場合であっても甲は損害賠償の責任を負わない。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和●年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲乙のいずれからも特段の申出がない場合には、さらに1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(変更及び解除)

第9条 甲及び乙のいずれかが、本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更または解除を行うものとする。

(協議)

第10条 本協定に疑義が生じたとき、又は本協定に定めがない事項については、甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 ●年 ●月 ●日

甲 半田市東洋町二丁目1番地
半田市
半田市長 ●● ●●

乙 半田市●●町●丁目番地
●●●●
代表者 ●● ●●